

介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて(平成24年3月29日老高発0329第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)(抄)

(変更点は下線部)

改正前	改正後
<p>1 基準省令との関連</p> <p>指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定施設基準」という。) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定サービス基準」という。) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十四号) 「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十八号) 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。) 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十六号)及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十七号)において、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないこと及び会計に関</p>	<p>1 基準省令との関連</p> <p>指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者における会計については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十九号。以下「指定施設基準」という。) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定サービス基準」という。) 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十四号) 「指定居宅介護支援事業等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成十一年厚生省令第三十八号) 「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。) 「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十六号)及び「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(平成十八年厚生労働省令第三十七号)において、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならないこと及び会計に関</p>

する諸記録を整備しなければならないこと等が定められているところである。

そのため、社会福祉法人が、会計基準により作成した場合には、前記の基準省令を満たすものとして取り扱うものとする。

## 2 本取扱通知の基本的な考え方

社会福祉法人における会計処理は、会計基準及び運用指針の定めるところによるものとするが、本取扱通知は、その詳細及び具体的な内容等について会計基準を補足するものとする。

## 3 会計に関する諸記録の整備等

### (1) 会計に関する諸記録の整備

会計に関する諸記録は、財務諸表及び附属明細書並びに会計帳簿とし、これらを整備しておかなければならない。

### (2) 財務諸表の様式

財務諸表の様式は、会計基準の第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式のとおりとする。

## 4 会計帳簿の備置

会計帳簿は、「6 会計の区分」により設定された施設、事業所又は事務所（以下「施設等」という。）の会計の区分（以下「会計区分」という。）ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

## 5 対象範囲

社会福祉法人において、会計基準に定めのないものは、本取扱指針の対象となる。本取扱通知の対象とする施設等の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。

する諸記録を整備しなければならないこと等が定められているところである。

そのため、社会福祉法人が、会計基準により作成した場合には、前記の基準省令を満たすものとして取り扱うものとする。

## 2 本取扱通知の基本的な考え方

社会福祉法人における会計処理は、会計基準及び運用指針の定めるところによるものとするが、本取扱通知は、その詳細及び具体的な内容等について会計基準を補足するものとする。

## 3 会計に関する諸記録の整備等

### (1) 会計に関する諸記録の整備

会計に関する諸記録は、財務諸表及び附属明細書並びに会計帳簿とし、これらを整備しておかなければならない。

### (2) 財務諸表の様式

財務諸表の様式は、会計基準の第1号の1様式から第1号の4様式、第2号の1様式から第2号の4様式、第3号の1様式から第3号の4様式のとおりとする。

## 4 会計帳簿の備置

会計帳簿は、「6 会計の区分」により設定された施設、事業所又は事務所（以下「施設等」という。）の会計の区分（以下「会計区分」という。）ごとに、仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し、備え置くものとする。

## 5 対象範囲

社会福祉法人において、会計基準に定めのないものは、本取扱指針の対象となる。本取扱通知の対象とする施設等の範囲は、次のとおりとする。ただし、地方公共団体から委託された事業において、特段の定めがある場合は、この限りではない。

なお、(1)から(4)までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める指定訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める指定介護予防訪問看護を行う場合は、本取扱通知の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

- (1) 指定施設基準に定める指定介護老人福祉施設
- (2) 老人福祉法第二十条の四に定める養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第二十条の六に定める軽費老人ホーム
- (4) 指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業等であって、次の事業等を行う施設等

- ア 指定訪問介護
- イ 指定介護予防訪問介護
- ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- エ 指定夜間対応型訪問介護
- オ 指定通所介護
- カ 指定介護予防通所介護

- キ 指定認知症対応型通所介護
- ク 指定介護予防認知症対応型通所介護
- ケ 指定短期入所生活介護
- コ 指定介護予防短期入所生活介護
- サ 指定小規模多機能型居宅介護
- シ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- ス 指定認知症対応型共同生活介護
- セ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- ソ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

なお、(1)から(4)までに掲げる施設等において、指定サービス基準に定める指定訪問看護又は指定介護予防サービス基準に定める指定介護予防訪問看護を行う場合は、本取扱通知の対象として指定訪問入浴介護に準じて取り扱うことができる。

- (1) 指定施設基準に定める指定介護老人福祉施設
- (2) 老人福祉法第二十条の四に定める養護老人ホーム
- (3) 老人福祉法第二十条の六に定める軽費老人ホーム
- (4) 指定サービス基準等に定める指定居宅サービス事業等であって、次の事業等を行う施設等

- ア 指定訪問介護
- イ 指定介護予防訪問介護
- ウ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- エ 指定夜間対応型訪問介護
- オ 指定通所介護
- カ 指定介護予防通所介護

キ **指定地域密着型通所介護**

- ク 指定認知症対応型通所介護
- ケ 指定介護予防認知症対応型通所介護
- コ 指定短期入所生活介護
- サ 指定介護予防短期入所生活介護
- シ 指定小規模多機能型居宅介護
- ス 指定介護予防小規模多機能型居宅介護
- セ 指定認知症対応型共同生活介護
- ソ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護
- タ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

タ 指定複合型サービス

チ 老人福祉法第二十条の七の二に定める老人介護支援センター

(5) 次の事業を行う施設等については、本取扱通知に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1)から(4)までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りでない。

ア 指定訪問入浴介護

イ 指定介護予防訪問入浴介護

ウ 指定特定施設入居者生活介護（(2)及び(3)を除く。）

エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（(2)及び(3)を除く。）

オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（(2)及び(3)を除く。）

カ 福祉用具貸与

キ 介護予防福祉用具貸与

ク 指定特定福祉用具販売

ケ 指定特定介護予防福祉用具販売

コ (4)に係る基準該当居宅サービス

サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援

シ 介護保険法第六十二条に基づく市町村特別給付事業

ス 介護保険法第百十五条の四十五に規定する地域包括支援センター

セ (1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関連する事業

6 会計の区分

5に定める会計区分の基本的な取扱いは、次によるものとする。

なお、本取扱通知において、会計区分は会計基準で示す「拠点区分」を指すものとする。

(1) 5の(1)に定める施設の会計

5の(1)に定める指定介護老人福祉施設の会計は、独立した一つの会計

チ 指定複合型サービス

ツ 老人福祉法第二十条の七の二に定める老人介護支援センター

(5) 次の事業を行う施設等については、本取扱通知に準じて会計処理を行うことができる。ただし、(1)から(4)までに掲げる施設等が次の事業を行う場合の会計処理については、この限りでない。

ア 指定訪問入浴介護

イ 指定介護予防訪問入浴介護

ウ 指定特定施設入居者生活介護（(2)及び(3)を除く。）

エ 指定介護予防特定施設入居者生活介護（(2)及び(3)を除く。）

オ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護（(2)及び(3)を除く。）

カ 福祉用具貸与

キ 介護予防福祉用具貸与

ク 指定特定福祉用具販売

ケ 指定特定介護予防福祉用具販売

コ (4)に係る基準該当居宅サービス

サ 指定居宅介護支援又は指定介護予防支援

シ 介護保険法第六十二条に基づく市町村特別給付事業

ス 介護保険法第百十五条の四十五に規定する地域包括支援センター

セ (1)から(4)までの施設等において行う介護保険に関連する事業

6 会計の区分

5に定める会計区分の基本的な取扱いは、次によるものとする。

なお、本取扱通知において、会計区分は会計基準で示す「拠点区分」を指すものとする。

(1) 5の(1)に定める施設の会計

5の(1)に定める指定介護老人福祉施設の会計は、独立した一つの会計

区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、5の(4)又は(5)のア、イ及びカからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(2) 5の(2)に定める施設の会計

5の(2)に定める養護老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、5の(4)又は(5)のア、イ及びカからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(3) 5の(3)に定める施設の会計

5の(3)に定める軽費老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、5の(4)又は(5)のア、イ及びカからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(4) 5の(4)に定める施設等の会計

5の(4)に定める施設等の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、5の(4)に定める他の事業若しくは5の(5)に定める事業（ウからオまでを除く。）を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて

区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、5の(4)又は(5)のア、イ及びカからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(2) 5の(2)に定める施設の会計

5の(2)に定める養護老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、5の(4)又は(5)のア、イ及びカからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(3) 5の(3)に定める施設の会計

5の(3)に定める軽費老人ホームの会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設において、5の(4)又は(5)のア、イ及びカからセまでに定める事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設でこれらを行う場合は、当該施設の会計区分に含めて会計を処理することができる。

(4) 5の(4)に定める施設等の会計

5の(4)に定める施設等の会計は、独立した一つの会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、5の(4)に定める他の事業若しくは5の(5)に定める事業（ウからオまでを除く。）を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて

会計を処理することができる。

(5) 5の(5)に定める施設等の会計

5の(5)に定める施設等の会計は、独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、5の(5)に定める他の事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

7 会計区分ごとの事業の表示

会計区分ごとの介護サービス事業を財務諸表において表示する場合は、経常増減差額の内容について行うものとし、その表示方法は会計基準の別紙4「拠点区分事業活動明細書」のとおりとする。

なお、本取扱通知において、介護サービス事業は指導指針で示す「セグメント」であり、会計基準で示す「サービス区分」を指すものとする。

8 勘定科目及び説明

勘定科目及び説明は、運用指針の別添3のとおりとする。

9 特例事項について

(1) 予算の弾力的運用

施設等の運営に要する経費の予算は、経営状況が把握できるよう、これまで人件費及び経費等に区分していたところであるが、会計基準において人件費、事業費及び事務費等に区分された。このため弾力的な予算執行の観点から、事業費及び事務費については一の区分とみなした上で、施設等に係る経理規程又は会計処理規定等の定めにより、一定の手続を経て、予算の科目間（中区分までに限る。）流用及び予備費の使用ができるものとする。

なお、適正な予算執行の観点から、予算額と決算見込額とに著しい差

会計を処理することができる。

(5) 5の(5)に定める施設等の会計

5の(5)に定める施設等の会計は、独立した会計区分にて処理しなければならない。

なお、当該施設等において、5の(5)に定める他の事業を行う施設等が併設されている場合又は当該施設等でこれらを行う場合は、当該施設等の会計区分に含めて会計を処理することができる。

7 会計区分ごとの事業の表示

会計区分ごとの介護サービス事業を財務諸表において表示する場合は、経常増減差額の内容について行うものとし、その表示方法は会計基準の別紙4「拠点区分事業活動明細書」のとおりとする。

なお、本取扱通知において、介護サービス事業は指導指針で示す「セグメント」であり、会計基準で示す「サービス区分」を指すものとする。

8 勘定科目及び説明

勘定科目及び説明は、運用指針の別添3のとおりとする。

9 特例事項について

(1) 予算の弾力的運用

施設等の運営に要する経費の予算は、経営状況が把握できるよう、これまで人件費及び経費等に区分していたところであるが、会計基準において人件費、事業費及び事務費等に区分された。このため弾力的な予算執行の観点から、事業費及び事務費については一の区分とみなした上で、施設等に係る経理規程又は会計処理規定等の定めにより、一定の手続を経て、予算の科目間（中区分までに限る。）流用及び予備費の使用ができるものとする。

なお、適正な予算執行の観点から、予算額と決算見込額とに著しい差

異を生じることが見込まれる場合、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正することとする。

(2) 移行にあたっての留意点

新たな会計基準への移行時の取扱いについては、運用指針により示されているところであるが、介護保険事業等における取扱いについては、本取扱通知及び関連通知の内容を踏まえ、適切に処理されたい。

異を生じることが見込まれる場合、又は予備費の額を超える支出が見込まれる場合は、定款の定めに従い、あらかじめ予算を補正することとする。

(2) 移行にあたっての留意点

新たな会計基準への移行時の取扱いについては、運用指針により示されているところであるが、介護保険事業等における取扱いについては、本取扱通知及び関連通知の内容を踏まえ、適切に処理されたい。